

文化会館ホール座席保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台50番地

2 内容

上記施設のホール客席1,098席の保守点検

3 業務内容

以下の項目の保守点検を2年に1回以上実施する。

ア 椅子背部の点検

- (1) 背及び化粧版固定用ビス・ナット類の緩み
- (2) 持ち送り金物関係の変形、損傷
- (3) 背枠本体の変形、損傷及び軋み音
- (4) 張り地の損傷

イ 椅子肘部の点検

- (1) クッション用スプリングの異常
- (2) 座裏化粧版の変形、損傷、固定ビスの緩み
- (3) 座枠本体の変形、損傷
- (4) アーム部の変形、損傷及びビス・ナット類の緩み
- (5) シャフト部の異常及び止めビスの緩み及びブッシュの破損
- (6) ストッパーゴムの脱落、損傷、及び座高チェック
- (7) 座の起立装置の異常及び軋み音
- (8) 張り地の損傷

ウ 椅子脚部の点検

- (1) 脚金物の変形、損傷及び塗装状況
- (2) 脚固定用アンカーボルト・ナットの緩み
- (3) 移動席脚部の変形、損傷
- (4) 移動席固定用の化粧ボルトの異常

エ その他部分の点検

- (1) 足下灯本体の変形、損傷
- (2) 足下灯の点検（電球の切れなど）
- (3) 椅子離・着席時の異常音

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

- ア 点検に必要な資格等を有する者に点検を行わせること。
- イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。
- ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。
- エ 座席に関する故障や、異常について、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。
- オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。
- カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。
- キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。